

---

---

新ごみ処分場長期包括的管理運営事業  
入札説明書

---

---

平成 26 年 5 月

岩 見 沢 市

## 入札説明書 目次

第1章	入札説明書の位置づけ	1
第2章	事業概要	2
第3章	入札参加者に関する条件	7
第4章	提出書類	17
第5章	提出書類作成要領	19
第6章	事業条件	20
第7章	入札提出書類の審査	23
第8章	契約の概要	24
別紙1	用語の定義	25
別紙2	特定調達品の調達等に係る協定書の主な内容	26
別紙3	事業者が行う業務一覧（予定）	27
別紙4	参考資料1及び参考資料2の一覧	29
別紙5	リスク分担表	30

## 第1章 入札説明書の位置づけ

---

岩見沢市は、新ごみ処分場長期包括的管理運営事業（以下、「本事業」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行う。

新ごみ処分場長期包括的管理運営事業入札説明書（以下、「入札説明書」という。）は、岩見沢市が本事業を実施する落札者の募集及び選定をするにあたり、入札参加希望者に配付するものである。

本事業に係る入札公告による総合評価一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、入札説明書による。また、入札説明書に併せて配付する要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）も入札説明書と一体の資料である。

## 第2章 事業概要

---

### 1. 公告日

平成26年5月12日(月)

### 2. 発注者

岩見沢市長 松野 哲

### 3. 事業名

新ごみ処分場長期包括的管理運営事業

### 4. 事業実施場所

岩見沢市東山町297番地外

### 5. 施設概要

施設の概要は次ページのとおりである。

対象施設	概要
焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理対象物 可燃ごみ、破砕可燃物、資源化残さ</li> <li>・100 t /24h (50 t /24h×2 炉)</li> <li>・計画年間ごみ処理量 26,869 t /年</li> <li>・受入供給設備 ピット&amp;クレーン方式</li> <li>・燃焼設備 ストーカ式</li> <li>・燃焼ガス冷却設備 廃熱ボイラ</li> <li>・排ガス処理設備 ろ過式集じん器、消石灰煙道噴霧式</li> <li>・灰出設備 ピット&amp;クレーン方式</li> <li>・余熱利用 発電及び施設内外熱供給 (売電なし)</li> </ul>
リサイクル施設	<p>破砕選別ライン (不燃・大型ごみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・15 t /日 (15 t /5h)</li> <li>・計画年間ごみ処理量 3,887 t /年</li> </ul> <p>資源化ライン</p> <p>(1) 缶処理ライン (鉄製、アルミ製)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1.5 t /日 (1.5 t /5h)</li> <li>・計画年間ごみ処理量 381 t /年</li> </ul> <p>(2) びん処理ライン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2.6 t /日 (2.6 t /5h)</li> <li>・計画年間ごみ処理量 669 t /年</li> </ul> <p>(3) ペットボトル処理ライン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1.1 t /日 (1.1 t /5h)</li> <li>・計画年間ごみ処理量 289 t /年</li> </ul> <p>(4) プラスチック処理ライン (その他プラスチック製容器包装)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4.7 t /日 (4.7 t /5h)</li> <li>・計画年間ごみ処理量 1,082 t /年</li> </ul> <p>(5) その他処理ライン (紙パック、ダンボール、その他紙製容器、危険ごみ)</p> <p>① 紙パック、ダンボール、その他紙製容器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管のみ</li> <li>・計画年間ごみ処理量 459 t /年</li> </ul> <p>② 危険ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管のみ</li> <li>・計画年間ごみ処理量 6 t /年</li> </ul> <p>③ 鉄類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管のみ</li> <li>・計画年間ごみ処理量 100 t /年</li> </ul> <p>④ 木類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管のみ</li> <li>・計画年間ごみ処理量 699 t /年</li> </ul> <p>⑤ 小型家電</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管のみ</li> <li>・計画年間ごみ処理量 86 t /年</li> </ul> <p>⑥ 古布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管のみ</li> <li>・計画年間ごみ処理量 2 t /年</li> </ul> <p>⑦ その他 (割箸、廃食用油等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管のみ</li> <li>・計画年間ごみ処理量 0.6 t /年</li> </ul>

施設名	概要
一般廃棄物最終処分場	<p>埋立地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立ごみ 焼却残さ、破碎不燃物、破碎不適物</li> <li>・埋立面積 18,000m<sup>2</sup></li> <li>・埋立容量 100,000m<sup>3</sup></li> <li>・埋立方式 準好気性埋立</li> <li>・埋立期間 15年間</li> </ul> <p>※埋立満了後は、第2期埋立地（埋立満了の5年程度前から計画・整備予定、同一敷地内に上記内容と同等程度のものを整備予定）にて埋立を行う。</p> <p>浸出水処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理量 70m<sup>3</sup>/日</li> <li>・処理フロー カルシウム対策＋生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭</li> </ul>
付帯施設	計量棟、門扉、雨水調整池、雨水管、樋門など

## 6. 事業内容

本事業は、岩見沢市、美唄市、月形町より搬入される一般廃棄物の処理を行うため、本施設の運転及び維持管理を含む包括的な運転維持管理業務を委託するものである。

本事業の受託者（以下、「事業者」という。）は、搬入される廃棄物を適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、事業者の創意工夫のもと、サービスの水準を確保しつつ効率的な運転維持管理を行うものとする。

### (1) 事業期間

事業準備期間及び事業期間は次のとおりとする。

#### ① 事業準備期間

契約締結日から平成27年3月31日まで（約5ヵ月間）

#### ② 事業期間

平成27年4月1日から平成47年3月31日まで（20年間）

### (2) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。（業務一覧（予定）を別紙3に示す。なお、詳細については、要求水準書に明記する。）

- 1) 運転管理業務
- 2) 維持管理業務
- 3) 環境管理業務
- 4) 情報管理業務
- 5) その他関連業務

### (3) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、事業者が実施する新ごみ処分場の運転維持管理業務の対価として岩見沢市から支払われる委託料とする。委託料は、固定費と変動費（一般廃棄物等の搬入量に応じて変動）で構成される。

なお、事業準備に関し必要な費用は、すべて事業者の負担とする。

### (4) 法令等の遵守

本事業においては、以下の法律等を遵守すること。

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 2) 公害関係法令及び関係条例
- 3) ダイオキシン類対策特別措置法
- 4) 建築基準法、消防法及び関係法令
- 5) 労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令
- 6) 岩見沢市の条例及び規則
- 7) その他関連する法令等

## 7. 入札参加者の募集及び選定スケジュール等

入札参加者の募集及び事業者の選定スケジュールは、次のように予定している。

日付	内容
平成 26 年 5 月 12 日(月)	入札公告
平成 26 年 5 月 12 日(月)～平成 26 年 5 月 23 日(金)	入札説明書等の公表及び配付、参考資料 1 の配付
平成 26 年 5 月 12 日(月)～平成 26 年 5 月 23 日(金)	入札説明書等に関する質問の受付（第 1 回）
平成 26 年 6 月 6 日(金)	入札説明書等に関する質問の回答（第 1 回）
平成 26 年 6 月 9 日(月)～平成 26 年 6 月 13 日(金)	参加資格審査申請書類の受付
平成 26 年 6 月 20 日(金)	資格審査結果の通知
平成 26 年 6 月 23 日(月)～平成 26 年 7 月 2 日(水)	現地見学会及び参考資料 2 の閲覧
平成 26 年 7 月 3 日(木)～平成 26 年 7 月 11 日(金)	入札説明書等に関する質問の受付（第 2 回）
平成 26 年 7 月 25 日(金)	入札説明書等に関する質問の回答（第 2 回）
平成 26 年 7 月 31 日(木)～平成 26 年 8 月 1 日(金)	入札書及び事業提案書の受付
平成 26 年 8 月下旬	落札者の決定及び公表
平成 26 年 10 月上旬	基本協定締結
平成 26 年 11 月上旬	事業契約締結

※落札者の決定及び公表の日付を「実施方針」で示した日付から変更する

## 8. 審査委員会の設置

本事業の事業者選定にあたり、公正性及び透明性を確保し、専門的知見に基づく評価を行うことを目的に、新ごみ処分場長期包括的管理運営事業総合評価審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置している。

審査委員会は、以下の3名の委員から構成される。

委員長 酪農学園大学農食環境学群環境共生学類資源再利用学研究室 教授 押谷 一  
公益社団法人全国都市清掃会議 技術部長 荒井 喜久雄  
北海道大学大学院工学研究院環境創生工学部門 准教授 東條 安匡

なお、本事業の落札者決定までの間、入札に関して、入札参加希望者やそれと同一と判断される団体等が審査委員会委員に面談を求め、また、入札参加希望者のPR書類等を提出することにより、自己を有利にまたは他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

## 9. 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

- ・担当課 : 岩見沢市環境部新処分場建設室
- ・住所 : 〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
- ・TEL : 0126-23-4111
- ・FAX : 0126-23-9977
- ・E-mail : [sinsyo-k@i-hamanasu.jp](mailto:sinsyo-k@i-hamanasu.jp)
- ・ホームページ : <http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/>

### 第3章 入札参加者に関する条件

---

#### 1. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者は、以下の参加資格要件をすべて満たすこと。

##### (1) 入札参加者の構成等

- 1) 入札参加者は、構成員と協力企業（以下、「構成企業」という。）で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、入札参加者の参加資格要件をすべて満たすことにより1者とすることも可能とする。
- 2) 構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して、それぞれ適切な役割を担うものとし、参加資格審査申請書類の提出時に、構成企業が本事業において果たす役割を明らかにすること。
- 3) 入札参加者は、下記「(3)代表企業の参加資格要件」を満たす構成員を代表企業として定め、代表企業が入札参加手続きを行うこと。
- 4) 参加資格審査申請書類の提出以降は、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。
- 5) 構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

##### (2) 構成企業の参加資格要件

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2) 岩見沢市入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- 3) 平成25・26年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- 4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、または同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）に基づく破産申立てがなされている者でないこと。
- 5) 会社更生法（平成14年法律第154号）または旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- 6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て、または通告を受けた者でないこと。
- 8) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 9) 国税または地方税を滞納している者でないこと。
- 10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

- 11) 役員等（役員または支店もしくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下、「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、この号において「暴力団員」という。）であると認められる者でないこと。
- 12) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、この項において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- 13) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしたと認められる者でないこと。
- 14) 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められる者でないこと。
- 15) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- 16) 下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が 11) から 15) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者でないこと。
- 17) 岩見沢市が本事業に係るアドバイザー業務等を委託している者と資本面あるいは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。なお、本事業においてアドバイザー業務等を行う者は、以下のとおりである。
  - ・ 株式会社ドーコン
  - ・ 松村亮哉法律事務所

### (3) 代表企業の参加資格要件

- 1) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。
- 2) 以下に示す地方公共団体発注による期間 10 年以上の長期包括的管理運営業務の元請実績を有している者であること。
  - ① 廃棄物焼却施設（全連続燃焼式、ストーカ式、発電設備あり）
- 3) 以下に示す地方公共団体発注による運転維持管理業務の元請実績を有している者であること。
  - ① リサイクル施設（廃棄物破碎処理施設または廃棄物選別施設）
  - ② 廃棄物最終処分場
  - ③ 廃棄物最終処分場の浸出水処理施設

### (4) 技術者の配置に係る参加資格要件

- 1) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、焼却施設（全連続燃焼式、ストーカ式）運転維持管理業務の経験を有する技術者を配置できること。
- 2) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、リサイクル施設の運転維持管理業務の経験を有する技術者を配置できること。

- 3) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、最終処分場の運転維持管理業務の経験を有する技術者を配置できること。

#### 4. 入札参加資格の審査

岩見沢市は、入札参加者の備えるべき参加資格要件を確認する資格審査を行う。

- (1) 参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書類の受付最終日とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間、構成企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、岩見沢市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くような事態が生じた場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格要件を満たす構成企業を補充し、岩見沢市が入札参加資格を確認の上、事業契約締結後の本事業の遂行に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- (3) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結までの間、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くような事態が生じた場合、原則として岩見沢市は落札者と委託契約を締結しない。この場合において、岩見沢市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- (4) 入札参加資格のない者がした応募、入札参加資格申請書類または入札提出書類に虚偽の記載をした者がした応募、入札に関する条件に違反した応募は、失格とする。

#### 5. 特別目的会社の設立に関する要件

特別目的会社の設立は、任意とする。特別目的会社を設立する場合は、事業契約締結までに会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社を岩見沢市内に設立すること。

- (1) 特別目的会社の目的は、本事業の実施のみであること。
- (2) 特別目的会社への出資は構成員全員によるものとし、構成員以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、設立時から事業期間内はこれを維持すること。
- (3) すべての出資者は、事業契約終了まで特別目的会社の株式を保有し、岩見沢市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

#### 6. 構成企業の変更の制限

本事業の落札者となってから事業期間終了まで、構成企業及びその役割の変更及び追加等は、岩見沢市の事前の承諾がある場合を除き認めない。

#### 7. 入札に関する手続

- (1) 入札説明書等の公表及び配付

- 1) 入札説明書等の公表

平成 26 年 5 月 12 日(月) (入札公告と同時)

## 2) 入札説明書等の配付

入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、事業契約書(案)等）は、岩見沢市ホームページからダウンロードして入手すること。

## (2) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

### 1) 質問の対象

第1回：入札説明書等及び参考資料1に関する質問

第2回：入札説明書等、参考資料1、参考資料2及び現地見学会時の内容に関する質問

### 2) 受付期間

第1回：平成26年5月12日(月)～平成26年5月23日(金)

第2回：平成26年7月3日(木)～平成26年7月11日(金)

### 3) 質問の方法

質問は代表企業がとりまとめ、様式第1号に内容を簡潔にまとめて記載し、持参、E-mailまたはファクシミリにより提出すること。質問書をE-mailまたはファクシミリで提出したときは、電話にて着信の確認を行うこと。

### 4) 提出先

「第2章 9. 事務局」を参照

### 5) その他

入札説明書等に関する質問（第2回）は、資格審査を通過した入札参加者のみが行うことができる。

## (3) 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する質問への回答は、以下の日程で岩見沢市ホームページにおいて公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

また、岩見沢市は、多くの事業者の参入を促す観点から、公表日以前に回答の一部を公表する場合もある。適宜、岩見沢市ホームページにおいて確認すること。

第1回：平成26年6月6日(金)

第2回：平成26年7月25日(金)

## (4) 参加資格審査申請書類の受付

参加表明書及び参加資格確認申請書等（以下、「参加資格審査申請書類」という。）を次のとおり受け付ける。

### 1) 受付期間

平成26年6月9日(月)の午前9時～平成26年6月13日(金)の午後5時30分(土曜日、日曜日及び休日は除く)

2) 提出方法

持参

3) 提出先

「第2章 9. 事務局」を参照

4) 提出書類

「第4章 提出書類」に示すとおりである。

(5) 資格審査

岩見沢市は、提出された参加資格審査申請書類により、本事業の参加資格要件を満たしているかの審査を行う。

資格審査の結果は、平成26年6月20日(金)までに入札参加希望者の代表企業に対して、書面により通知する。

(6) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、岩見沢市に対し、その理由について書面により説明を求めることができる。(書面は自由様式とする。ただし代表企業の代表者印を要する。)

岩見沢市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して平成26年7月2日(水)までに書面により回答する。

1) 提出期限

平成26年6月25日(水)午後5時30分まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

2) 提出方法

持参

3) 提出先

「第2章 9. 事務局」を参照

(7) 参考資料1の配付

参考資料1の配付を希望する入札参加希望者は、様式第2-1号により事前に持参、E-mailまたはファクシミリにより申込みをした上、配付を受ける際に様式第2-2号を提出すること。E-mailまたはファクシミリにより申込みをしたときは、電話にて着信の確認を行うこと。配付する参考資料1は別紙4を参照のこと。

1) 配付期間

平成26年5月12日(月)の午前9時～平成26年5月23日(金)の午後5時30分(土曜日、日曜日及び休日は除く)

2) 提出先及び配付場所

「第2章 9. 事務局」を参照

3) その他

配付の際に、様式第2-2号の提出がない場合には、参考資料1の配付は行わない。

## (8) 参考資料 2 の閲覧

参考資料 2 の閲覧を希望する入札参加者は、様式第 2-3 号により平成 26 年 6 月 18 日(水)の午後 5 時 30 分までに持参、E-mail またはファクシミリにより申込みをした上、閲覧の際に様式第 2-4 号を提出すること。E-mail またはファクシミリにより申込みをしたときは、電話にて着信の確認を行うこと。閲覧する参考資料 2 は別紙 4 を参照のこと。

なお、参考資料 2 の閲覧は、資格審査を通過した入札参加者のみ行えるものとする。

### 1) 閲覧期間

平成 26 年 6 月 23 日(月)の午前 9 時～平成 26 年 7 月 2 日(水)の午後 5 時 30 分(土曜日、日曜日及び休日は除く)

### 2) 提出先及び閲覧場所

「第 2 章 9. 事務局」を参照

### 3) 閲覧にあたっての留意事項

- ① 閲覧は、午前または午後の 3 時間を 1 単位とし、2 単位までとする。詳細の日時等については、岩見沢市で入札参加者間の日程を調整の上、平成 26 年 6 月 20 日(金)までに入札参加者の代表企業に通知する。
- ② 閲覧に供する参考資料 2 の貸出は行わない。
- ③ 閲覧における資料のコピー及びカメラ・ビデオなどの記録媒体の使用を禁ずる。
- ④ 複数の企業による資料閲覧を希望する場合は、代表企業が様式第 2-3 号により申し込むこと。ただし、様式第 2-4 号は、閲覧に参加する各社が提出すること。
- ⑤ 参考資料 2 の閲覧への参加者は 5 名以内とする。閲覧時には、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を参加者各自が持参すること。
- ⑥ 閲覧の際に、様式第 2-4 号の提出がない場合には、参考資料 2 の閲覧は行わせない。

## (9) 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。現地見学会への参加を希望する入札参加者は、様式第 2-5 号により平成 26 年 6 月 18 日(水)の午後 5 時 30 分までに持参、E-mail またはファクシミリにより申込みをした上、閲覧の際に様式第 2-6 号を提出すること。E-mail またはファクシミリにより申込みをしたときは、電話にて着信の確認を行うこと。

なお、現地見学会は、資格審査を通過した入札参加者のみ参加できるものとする。

### 1) 見学会の期間

平成 26 年 6 月 23 日(月)の午前 9 時～平成 26 年 7 月 2 日(水)の午後 5 時 30 分(土曜日、日曜日及び休日は除く)

### 2) 提出先

「第 2 章 9. 事務局」を参照

### 3) 対象施設

新ごみ処分場(建設工事中)

#### 4) 現地見学会にあたっての留意事項

- ① 現地見学会は、午前または午後の 3 時間を 1 単位とし、2 単位までとする。詳細の日時等については、岩見沢市で入札参加者間の日程を調整の上、平成 26 年 6 月 20 日(金)までに各入札参加者の代表企業に通知する。
- ② 現地見学会では、カメラ・ビデオなどの記録媒体の使用を禁ずる。
- ③ 複数の企業による現地見学を希望する場合は、代表企業が様式第 2-5 号により申し込むこと。ただし、様式第 2-6 号は、閲覧に参加する各社が提出すること。
- ④ 現地見学会への参加者は 5 名以内とする。現地見学時には、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を参加者各自が持参すること。
- ⑤ 現地見学の際に、様式第 2-6 号の提出がない場合には、現地見学は行わせない。

#### (10) 入札の辞退

入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札提出書類の提出期限までに入札辞退届（様式第 9 号）を持参により提出すること。

#### (11) 入札提出書類の提出

入札参加者は、「第 4 章 提出書類」に示す入札提出書類を次のとおり提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。

##### 1) 提出日時

平成 26 年 7 月 31 日(木)の午前 9 時～平成 26 年 8 月 1 日(金)の午後 5 時 30 分

##### 2) 提出方法

持参

##### 3) 提出先

「第 2 章 9. 事務局」を参照

#### (12) 事業提案書に関するヒアリング

審査委員会は、入札参加者に対し次のとおりヒアリングを行う。

##### 1) 日時（予定）

平成 26 年 8 月下旬

##### 2) 場所（予定）

「第 2 章 9. 事務局」を参照

##### 3) ヒアリング書類

プレゼンテーションに用いるスライドの印刷物のみ可とする。

##### 4) 実施方法

ヒアリングは入札参加者ごとに行い、時間は 1 入札参加者につき 50 分程度（入札参加者によるプレゼンテーション 30 分、質疑応答 20 分）を想定する。

5)使用可能ソフト

「Microsoft PowerPoint」(Windows 版)

6)その他

入札参加者のヒアリング時間やプレゼンテーションの方法等の詳細は、代表企業に対し書面にて事前に通知する。

(13)開札

入札書の開札は、次のとおり行う。

1)日時

平成 26 年 8 月 28 日 (木) 午前 10 時

2)開札場所

岩見沢市役所

3)その他

開札は、当該開札日時に執行する案件に係る入札者(事前に岩見沢市が原則として 2 名を選定し通知する。)及び入札事務に関係のない岩見沢市職員の立会の下で執行する。

**8. 入札提出書類に関する留意事項**

(1)入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札提出書類の提出をもって入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2)費用負担

入札参加者が要する費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3)入札保証金

免除する。

(4)入札書記載金額

1)入札価格は、事業期間にわたる対価を単純に合計した金額(現在価値換算前の実額ベース)とし、事業契約書(案)に基づいて算定すること。また、事業契約書(案)に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。

2)入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。

(5)使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(6) 事業提案書の取扱い

1) 著作権

事業提案書に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、公表、展示、その他岩見沢市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、岩見沢市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の入札提出書類については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、入札提出書類は返却しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこと。

3) 入札提出書類の変更等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における事業提案書の差替え及び再提出をすることができない。

(7) 岩見沢市が提示する参考資料の取扱い

入札参加希望者（入札までに辞退した者を含む。）は、岩見沢市が提供する資料を入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、この検討の範囲内であっても、岩見沢市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示してはならない。

(8) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1) 入札参加者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- 2) その他岩見沢市契約規則に定める入札に関する条件に違反した入札

(9) 入札の延期等

岩見沢市が必要と認めたときは、入札の延期・中止、または取り消すことがある。

(10) 予定価格

- 1) 予定価格は、開札執行後に公表する。
- 2) 入札参加者のすべてが予定価格を上回って入札している場合は、当日中に再度入札を行うものとする。この場合は、再度の入札の時刻及びその他必要な事項を E-mail またはファクシミリで代表企業に通知する。入札参加者は、通知書の受領を確認の上、指定した時間内に入札書を提出すること。
- 3) 入札回数は 3 回（再入札 2 回）までとする。

(11) その他

- 1) 入札参加者が 1 者であった場合も、落札者決定基準に従い入札提出書類の審査を行う。
- 2) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、入札説明書等に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

- 3) 入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、資格審査結果の通知前においては岩見沢市ホームページにおいて公表する。適宜、ホームページにおいて確認すること。また、資格審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。
- 4) 岩見沢市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

## 第4章 提出書類

### 1. 参加資格審査申請書類

参加資格申請の際は、以下の書類を提出すること。

提出書類	部数	様式
参加表明書	1部	様式第3号
構成員及び協力企業一覧表		様式第4号
参加資格確認申請書		様式第5号
委任状（代表企業）		様式第6号
委任状（代理人）		様式第7号
代表企業の参加資格要件及び技術者の配置に係る参加資格要件を証明する書類		様式第8号

### 2. 入札辞退届

入札辞退の際は、以下の書類を提出すること。

提出書類	部数	様式
入札辞退届	1部	様式第9号

### 3. 入札提出書類

入札の際は、以下の書類を提出すること。

提出書類	部数	様式	
入札書	1部	様式第10号	
事業提案書提出届	1部	様式第11号	
要求水準に関する確認書	1部	様式第12号	
事業提案書	運転維持管理業務及び事業計画に関する提案書 表紙	様式第13号	
	運転維持管理業務に関する提案書 （※詳細は下表参照）	11部 （正1部、 副10部）	様式第14号
	事業計画に関する提案書 （※詳細は下表参照）		様式第15号
事業提案書の電子データ	1部 （CD-R）		

提出書類	内容	様式
運転維持管理業務に関する提案書	1. 運転維持管理体制に関する事項	様式第14-1号
	2. 運転管理業務に関する事項	様式第14-2号
	3. 維持管理業務に関する事項	様式第14-3号
	4. 環境管理業務に関する事項	様式第14-4号
	5. 情報管理業務に関する事項	様式第14-5号
	6. その他関連業務に関する事項	様式第14-6号

提出書類	内容	様式
事業計画に関する提案書	1. 経営計画・事業収支計画	様式第 15-1 号
	2. 事業収支計画	様式第 15-2 号
	3. 費用明細書	様式第 15-3 号
	4. 特別目的会社の出資構成	様式第 15-4 号
	5. リスク管理計画	様式第 15-5 号
	6. 地域振興計画	様式第 15-6 号

## 第5章 提出書類作成要領

---

### 1. 一般的事項

提出書類の作成にあたっては、岩見沢市の指示がない限り、様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。また、提出書類は原則として横書きで記述すること。

### 2. 事業提案書

事業提案書の作成にあたっては、岩見沢市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- 1) 様式ごとに様式集に示す所定のページ数とし、所定の順番で1冊に取りまとめ、A4版(A3版書類についてはA4版に折込み)・縦・横書き・両面・左綴じで各11部提出すること。また、本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。
- 2) 提案書及び添付資料に各ページの下中央に通し番号(1/〇～〇/〇)をふること。
- 3) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- 4) ロゴマークの使用を含めて、構成企業名がわかる記述を避けること。ただし、事業提案書のうちの正本1部の表紙においては代表企業名を明らかにすること。
- 5) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- 6) 事業提案書の電子データは、基本的にはMS-Word(Windows版)とし、事業収支計画等はMS-Excel(Windows版)を使用すること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

## 第6章 事業条件

---

### 1. 事業計画に関する条件

#### (1) 施設・設備等の使用

事業者は、本事業を実施する範囲において必要な施設、設備及び要求水準書に記載した車両、重機、備品、什器、物品、用役、工具、測定機器を無償で使用することができる。

#### (2) 岩見沢市が支払う委託料

##### 1) 委託料の考え方

事業契約書（案）を参照のこと。なお、委託料を積算する際は、要求水準書に示す年間処理量及び埋立量が事業期間にわたって継続されるものと考え、入札提出書類を作成すること。

##### 2) 委託料の平準化

入札参加者は、極力業務委託料の平準化に努めた事業計画を立案し、提案を行うこと。

#### (3) 特定部品の調達等

事業者は、本施設の運転維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとするが、「特定調達品リスト」（参考資料1）に示す本施設の工事請負企業（以下、「施工企業」という。）の製品（以下、「特定調達品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができるものとする。

また、特定調達品の定期点検、部品等の調達、補修・更新工事において、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により合理的な条件で調達することができるものとする。

なお、上記の内容に関して、岩見沢市と施工企業は、特定調達品の供給等に関する協定を締結している。協定書の概要は、別紙2に示す。

#### (4) リスク管理の方針

##### 1) 基本的考え方

本事業における運転維持管理の責任は、原則として事業者が負う。ただし、岩見沢市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、岩見沢市は応分の責任を分担する。

##### 2) リスク分担

予想されるリスク及び岩見沢市と事業者との責任分担は、原則として「別表5 リスク分担表」に定めるとおりとし、詳細は事業契約書で定める。

#### (5) 保険

1) 岩見沢市は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、全国市有物件災害共済会「建物総合損害共済」及び公益社団法人全国都市清掃会議「全都清団体廃棄物処理プラント保険」に加入する。

2) 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、岩見沢市は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、岩見沢市及び事業者が付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

3) 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(6) 資金調達

入札参加者が、事業実施に際し必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該資金調達に係る関心表明書を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

(7) 雇用への配慮

雇用にあたっては地元構成市町からの採用と育成に配慮すること。また、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

(8) 地域への配慮

事業者は、下請の地元採用及び地元からの物品調達等に努めること。また、地域住民及び地域環境に配慮すること。

(9) 業務の委託

事業者は、業務の全部もしくは一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、業務の一部について第三者に委託し、または請け負わせることについて岩見沢市の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 2. 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- 1) 事業者の提供するサービスが、事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、岩見沢市は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、岩見沢市は、事業契約を解除することができる。
- 2) 事業者が倒産し、または事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、岩見沢市は事業契約を解除することができる。
- 3) 前2号の規定により岩見沢市が事業契約を解除した場合、事業者は、岩見沢市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 岩見沢市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- 1) 岩見沢市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- 2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、岩見沢市は、事業者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他岩見沢市または事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、岩見沢市及び事業者は事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、岩見沢市及び事業者は事業契約を解除することができる。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

### 3. 岩見沢市による本事業の実施状況の監視

(1) 財務状況

事業者は、岩見沢市に対し、毎事業年度終了後3ヶ月以内に会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る財務諸表を提出するものとする。

岩見沢市は、必要に応じて、事業者に対し随時財務状況の報告を求めることができる。

(2) 業務実施状況

岩見沢市は、事業者が提出する運転日誌、日報、月報及び年報等により、事業者の業務実施状況を監視する。また、岩見沢市は、施設の運転維持管理業務の状況把握を目的として、随時、書面及び現地調査等により事業者の業務実施状況の確認を行う。

(3) 業務の是正勧告

岩見沢市は、事業者が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準を満足していないことが判明した場合、事業者に対し是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。

岩見沢市は、事業者に対して是正勧告を行った場合、事業者に支払う業務委託料を減額することがある。また、岩見沢市の是正勧告にもかかわらず、事業者が改善策を提出せずまたは改善策を実行しない場合、岩見沢市は自ら改善を行い、その費用を事業者に求償することができる。

## 第7章 入札提出書類の審査

---

### 1. 審査方法

#### (1) 入札提出書類の審査

審査委員会は、落札者決定基準に従って、入札提出書類の審査を総合評価により行い、最優秀提案者を選定する。総合評価は、入札参加者から提出された入札提出書類について、各評価項目及び入札価格の評価に応じて得点を付与し、それらを合計した総合点数の最も高い者を最優秀提案者として選定する。なお、審査委員会は非公開とする。

#### (2) 事業提案書に関するヒアリング

審査委員会は、事業提案書の審査及び評価を行うにあたり、入札参加者に対してヒアリングを行う。なお、ヒアリングは、入札参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開で実施する予定である。

#### (3) 落札者の決定

- 1) 岩見沢市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。
- 2) 落札者は、平成26年9月下旬（予定）に入札参加者に文書で通知するとともに、岩見沢市ホームページにおいて公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。
- 3) 審査講評については、落札者との基本協定締結後、岩見沢市ホームページにおいて公表する。
- 4) 落札者の決定について、書面により説明を求めることができる。提出方法は、郵送または持参によるものとし、提出場所は「第2章 9. 事務局」とする。（書面は自由様式とする。ただし代表企業の代表者印を要する。）

### 2. 審査事項

審査事項は、落札者決定基準に示す。

## 第8章 契約の概要

---

### 1. 事業契約書(案)

岩見沢市と事業者が締結する事業契約書の内容は、事業契約書（案）に示す。

### 2. 契約の構成

#### (1) 基本協定書

岩見沢市と落札者との間で締結する基本協定書の内容は、基本協定書（案）に示す。基本協定書は落札者決定後、岩見沢市と落札者との間で事業契約書の締結に向けてなされる岩見沢市と落札者の双方の協力等について定めるものである。

#### (2) 事業契約書

岩見沢市と事業者との間で締結し、事業期間中の岩見沢市と事業者の役割、責任分担について明確化するものである。

### 3. 契約保証金

契約保証金は、運営期間中に岩見沢市が支払う各年度の業務委託料の額の100分の10以上の金額とする。

契約保証金に代わる担保として、政府の保証債権等の提供、あるいは岩見沢市が確実と認める金融機関または保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4号に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもってかえることができるものとする。

落札者が保険会社との間に岩見沢市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の全部または一部を免除する。

### 4. 費用の負担

協定書及び契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用や印紙代など、契約書の作成に要する費用は落札者の負担とする。

### 5. 契約の締結

契約等の締結スケジュールは、次のように予定している。

- ①基本協定の締結：平成26年10月上旬
- ②事業契約の締結：平成26年11月上旬

### 6. その他

落札者が契約を締結しない場合は、総合評価一般競争入札の総合評価得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合は随意契約により契約を締結する。

## 別紙 1

## 用語の定義

No	用語	定義
1	基本協定	本事業開始のための基本的事項に関して岩見沢市と落札者の間で締結する新ごみ処分場長期包括的管理運営事業基本協定書に基づく協定
2	基本協定書(案)	岩見沢市が本事業の実施に際して公表する「新ごみ処分場長期包括的管理運営事業基本協定書(案)」
3	協力企業	入札参加者を構成する者であり、特別目的会社を設立する場合に特別目的会社への出資を行わない者
4	構成員	入札参加者を構成する者であり、特別目的会社を設立する場合に特別目的会社への出資を行う者
5	構成企業	入札参加者を構成する者であり、構成員と協力企業を総称して又は個別にいう。
6	最優秀提案者	「新ごみ処分場長期包括的管理運営事業審査委員会」が入札提出書類の審査を総合評価により行った結果、総合評価値が最も高い入札参加者
7	事業契約	本事業の実施に関して岩見沢市と落札者の間で締結する新ごみ処分場長期包括的管理運営事業契約書に基づく契約
8	事業契約書(案)	岩見沢市が本事業の実施に際して公表する「新ごみ処分場長期包括的管理運営事業契約書(案)」
9	事業者	本事業の受託者
10	事業準備期間	受託者が新ごみ処分場の運転等の引き継ぎ等に要する準備期間
11	事業提案書	本事業の入札に際し、入札参加者が岩見沢市に提出する書類のうち、入札説明書に規定する各種提案書
12	実施方針	「新ごみ処分場長期包括的管理運営事業実施方針」
13	受託者	本事業の実施に関して岩見沢市と事業契約を締結した者
14	施工企業	新ごみ処分場の設計・建設を行う企業
15	入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する単独企業または企業グループ
16	入札参加者	入札参加希望者のうち、本事業の資格審査に合格し、本事業に参加する単独企業または企業グループ
17	入札書	本事業の入札に際し、入札参加者が岩見沢市に提出する書類のうち、入札価格を記載した書類
18	入札説明書	岩見沢市が本事業の実施に際して公表する「新ごみ処分場長期包括的管理運営事業入札説明書」
19	入札説明書等	岩見沢市が本事業の実施に際して公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、事業契約書(案)、その他これらに付属または関連する書類
20	入札提出書類	本事業の入札に際し、入札参加者が岩見沢市に提出する入札書及び事業提案書
21	要求水準書	岩見沢市が本事業の実施に際して公表する「新ごみ処分場長期包括的管理運営事業要求水準書」
22	様式集	岩見沢市が本事業の実施に際して公表する「新ごみ処分場長期包括的管理運営事業様式集」
23	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された単独企業または企業グループ
24	落札者決定基準	岩見沢市が本事業の実施に際して公表する「新ごみ処分場長期包括的管理運営事業落札者決定基準」

## 別紙2

### 特定調達品の調達等に係る協定書の主な内容

岩見沢市と施工企業は、特定調達品の調達等に係る協力事項及び条件等に関して次のとおり合意する。

- 施工企業は、事業者が特定調達品の調達・設置（搬入・取付け・試運転を含むものとする。）及びその他施設の維持管理に必要な工事施工等を委託しようとする場合、合理的な理由なしにこれを拒否せず、その条件について誠実に協議する。
- 事業者は、自らの責任において施工企業以外の企業から特定調達品やその他本施設の維持管理に必要な工事施工等を調達することができる。その場合、事業者は施工企業以外から調達することに伴う一切の責任を負う。

## 事業者が行う業務一覧（予定）

施設	業務内容	
共通	運営維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体組織計画作成</li> <li>・ 労働安全衛生・作業環境管理体制整備</li> <li>・ 防災管理体制整備</li> <li>・ 連絡体制整備</li> <li>・ 施設警備・防犯体制整備</li> </ul>
	運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理マニュアル作成</li> <li>・ 運転管理計画作成</li> </ul>
	維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備品・什器・物品・用役の調達計画作成・管理</li> <li>・ 工具・測定機器の管理</li> <li>・ 施設の点検管理</li> <li>・ 点検・検査計画作成</li> <li>・ 補修計画作成</li> <li>・ 更新計画作成</li> <li>・ 点検・検査・補修・更新工事の実施</li> <li>・ 改良保全</li> <li>・ 精密機能検査</li> </ul>
	環境管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保全計画作成</li> <li>・ 環境保全状況の確認</li> <li>・ 作業環境管理計画作成</li> <li>・ 作業環境状況の確認</li> <li>・ 周辺環境測定</li> </ul>
	情報管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種報告書作成・管理</li> <li>・ 施設情報管理</li> </ul>
	その他関連業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見学者対応<sup>注1</sup></li> <li>・ 住民対応</li> <li>・ 清掃</li> <li>・ 植栽管理</li> <li>・ 除雪</li> <li>・ 地域振興</li> <li>・ 門扉管理</li> <li>・ 雨水調整池管理</li> <li>・ 雨水管管理</li> <li>・ 樋門管理</li> <li>・ セルフモニタリング</li> </ul>
計量棟	運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入管理</li> <li>・ 案内・指示</li> <li>・ 手数料等収納</li> </ul>
	維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の機能維持</li> <li>・ 施設の点検・検査、補修</li> </ul>

施設	業務内容	
焼却施設	運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬入管理</li> <li>・ 搬入物の性状分析</li> <li>・ 施設運転管理</li> <li>・ 最終処分場への搬出</li> <li>・ 搬出物の性状分析</li> <li>・ 排ガスの分析</li> </ul>
	維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の機能維持</li> <li>・ 施設の点検・検査、補修</li> </ul>
リサイクル施設	運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬入管理</li> <li>・ 搬入物の性状分析</li> <li>・ 施設運転管理</li> <li>・ 最終処分場への搬出</li> <li>・ 資源物の管理（保管・引渡し先への連絡、引渡し）</li> </ul>
	維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の機能維持</li> <li>・ 施設の点検・検査、補修</li> </ul>
一般廃棄物最終処分場 (埋立地) <sup>注2</sup>	運転管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬入管理</li> <li>・ 埋立作業</li> <li>・ 埋立容量の管理</li> <li>・ 水質分析</li> <li>・ 埋立満了後の管理</li> </ul>
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の機能維持</li> <li>・ 施設の点検・検査、補修</li> </ul>
一般廃棄物最終処分場 (浸出水処理施設) <sup>注3</sup>	運転管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設運転管理</li> </ul>
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の機能維持</li> <li>・ 施設の点検・検査、補修</li> </ul>

注1：行政視察の対応は除く

注2：第2期埋立地を含む

注3：第2期埋立地に伴う浸出水処理施設の運転管理及び維持管理は、第2期埋立地整備時において協議する  
(現時点では本事業委託対象外)

別紙 4

参考資料 1 及び参考資料 2 の一覧

1. 参考資料 1 (配付)

<p>[焼却施設、リサイクル施設]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・全体配置図</li><li>・フローシート</li><li>・機器配置図</li><li>・主要設備説明書</li><li>・用収支</li><li>・プラント関係負荷設備容量</li><li>・特定調達品リスト</li></ul>	<p>[一般廃棄物最終処分場]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・全体配置図</li><li>・埋立地断面図</li><li>・浸出水処理施設フローシート</li><li>・浸出水処理施設機器配置図</li><li>・一般廃棄物最終処分場維持管理計画書</li></ul>
---	--

2. 参考資料 2 (閲覧)

<p>[焼却施設、リサイクル施設]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・設置届出書</li><li>・実施設計図書</li><li>・実施設計図面</li></ul>	<p>[一般廃棄物最終処分場]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・設置届出書</li><li>・実施設計図面</li><li>・実施設計図書 (浸出水処理施設)</li></ul>
--	--

## リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担	
			岩見沢市	事業者
共通	計画変更	事業計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの	○	
		事業者の判断の不備によるもの		○
	資金調達	事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	契約締結	市の事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		事業者の事由により、市と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
	内容変更	事業内容の変更	○	
	法令等変更	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可取得	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	運転維持管理業務に起因して発生する事故等		○
	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
		運転維持管理に関わる住民反対運動、訴訟		○
	事業の中止・延期	市の指示等によるもの <sup>注1</sup>	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	環境保全	事業者の業務に起因して環境に影響を及ぼすもの		○
	債務不履行	市による債務不履行	○	
事業者による債務不履行			○	
土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○		
物価変動	事業開始後の物価変動 <sup>注2</sup>	○	△	
金利変動	金利変動		○	
不可抗力	天災・暴動等自然的または人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの <sup>注3</sup>	○	△	
運営	支払い遅延・不能	市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	施設許容量を超過するごみの処理 <sup>注4</sup>	○	
	ごみ質変動	計画ごみ質を超えるごみ質の変動 <sup>注5</sup>	○	
	ごみ受入不可	施設の損傷・補修等によりごみの受入ができない		○
	運営費上昇	市の責による運転維持管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く）の要因による運転維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		○
	施設損傷	市及び第三者に起因する事故及び火災等の災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く）	○	
		事業者に起因する事故及び火災等の災害による施設の損傷		○
	要求水準の未達	要求水準の未達		○
安定稼働	事業者の行った業務に起因しない事由により安定稼働できない場合に、処理能力を確保できない	○		
改良保全リスク	施設の改良保全に起因するもの <sup>注6</sup>		○	

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担	
			岩見沢市	事業者
終了	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

※○：主負担、△：一部負担

表中の「注」については以下に示すとおりである。詳細は、事業契約書(案)に示す。

注1：岩見沢市の指示等による事業の中止・延期については、履行済み未払い分及び中止等に伴って事業者が生じる損害については岩見沢市が負担する。

注2：事業開始後の物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は岩見沢市が負担する。

注3：不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は岩見沢市が負担する。

注4：ごみ量変動については、固定費及び変動費の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、岩見沢市と事業者の協議による。

注5：ごみ質変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限りごみ質の変動による委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、岩見沢市と事業者の協議による。

注6：事業者からの改良保全提案により改良された機器に対する責任は事業者とする。なお、改良保全提案の採用の可否は岩見沢市が判断を行い、その場合の費用、委託料等への反映方法等については、岩見沢市と事業者の協議による。